# 電気料金種別定義書

【ネットランでんき Sプラン/Lプラン】

株式会社ルーク

# 電気料金種別定義書 目次

Ι	総 則	4
1.	適用	4
2.	実施期日	4
3.	定義	4
П	契約種別および適用条件	1
щ	关が僅別やよい適用未件	4
4.	契約種別	4
	適用条件	
${ m I\hspace{1em}I}$	契約の変更	7
	契約容量の変更	
7.	本定義書の変更および廃止	7
H11-	<del>*</del>	0
万リ:	表	8
1.	. 電気料金 S/L プラン A/B タイプ	8
	(1)ネットランでんき S/L プラン A タイプ (北海道)	
	(2)ネットランでんき S/L プラン B タイプ (北海道)	
	(3)ネットランでんき S/L プラン A タイプ (東北)	
	(4)ネットランでんき S/L プラン Bタイプ (東北)	
	(5)ネットランでんき S/L プラン A タイプ (東京)	
	(6)ネットランでんき S/L プラン Bタイプ(東京)	
	(7)ネットランでんき S/L プラン A タイプ (中部)	11
	(8)ネットランでんき S/L プラン B タイプ (中部)	
	(9) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (北陸)	12
	(10)ネットランでんき S/L プラン B タイプ (北陸)	12
	(11)ネットランでんき S プラン A タイプ (関西)	13
	(12)ネットランでんき S プラン B タイプ (関西)	13
	(13)ネットランでんき L プラン A タイプ (関西)	14
	(14)ネットランでんき L プラン B タイプ (関西)	14
	(15)ネットランでんき S プラン A タイプ (中国)	15
	(16)ネットランでんき S プラン B タイプ (中国)	15
	(17)ネットランでんき L プラン A タイプ (中国)	16
	(18)ネットランでんき L プラン B タイプ (中国)	16

	(19) ネットランでんき S プラン A タイプ (四国)	. 17
	(20)ネットランでんき S プラン B タイプ (四国)	. 17
	(21)ネットランでんき L プラン A タイプ (四国)	. 18
	(22)ネットランでんき L プラン B タイプ (四国)	. 18
	(23)ネットランでんき S/L プラン A タイプ(九州)	. 19
	(24)ネットランでんき S/L プラン B タイプ (九州)	. 19
2.	電気料金 S/L プラン 基本料金 0 円タイプ	. 20
	(1) ネットランでんき S プラン(北海道)	. 20
	(2) ネットランでんき L プラン(北海道)	. 20
	(3) ネットランでんき S プラン(東北)	. 20
	(4) ネットランでんき L プラン(東北)	. 20
	(5)ネットランでんき Sプラン(東京)	. 20
	(6)ネットランでんき Lプラン(東京)	. 21
	(7)ネットランでんき Sプラン(中部)	. 21
	(8) ネットランでんき L プラン(中部)	. 21
	(9)ネットランでんき Sプラン(北陸)	. 21
	(10)ネットランでんき L プラン(北陸)	. 21
	(11)ネットランでんき S プラン(関西)	. 22
	(12)ネットランでんき L プラン(関西)	. 22
	(13)ネットランでんき S プラン(中国)	. 22
	(14)ネットランでんき L プラン(中国)	. 22
	(15)ネットランでんき S プラン(四国)	. 22
	(16)ネットランでんき L プラン(四国)	. 23
	(17)ネットランでんき S プラン(九州)	. 23
	(18)ネットランでんき L プラン(九州)	. 23
3.	電気料金 S/Lプラン Rタイプ	. 24
	(1)ネットランでんき S/L プラン R タイプ(東京)	. 24
4.	電源調達調整費	. 24
	(1)供給維持費	. 24
	(2)調達調整費	. 25
	(3)電源調達調整費単価の適用	. 25
	(4) 電源調達調整費の適用と公表	. 26
5	<b>次                                    </b>	26

# I 総則

#### 1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【ネットランでんき Sプラン/Lプラン】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客様へ電気を供給する時の料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、以下の地域および離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります)を除いた日本全国に適用します。

富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部、 香川県、徳島県、愛媛県の一部、高知県

(3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

#### 2. 実施期日

「本定義書」は、2024年4月1日より実施するものとします。

#### 3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

# Ⅱ 契約種別および適用条件

#### 4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
	北海道電力管内	ネットランでんき Sプラン(北海道)
		ネットランでんき L プラン(北海道)
	東北電力管内	ネットランでんき S プラン(東北)
æ		ネットランでんき Lプラン(東北)
電灯需要	東京電力管内	ネットランでんき Sプラン(東京)
		ネットランでんき Lプラン(東京)
		ネットランでんき R プラン(東京)
	中部電力管内	ネットランでんき Sプラン(中部)
		ネットランでんき Lプラン(中部)
	北陸電力管内	ネットランでんき Sプラン(北陸)
		ネットランでんき L プラン(北陸)

関西電力管内	ネットランでんき Sプラン(関西)
	ネットランでんき Lプラン(関西)
中国電力管内	ネットランでんき Sプラン(中国)
	ネットランでんき Lプラン(中国)
四国電力管内	ネットランでんき Sプラン(四国)
	ネットランでんき Lプラン(四国)
九州電力管内	ネットランでんき Sプラン(九州)
	ネットランでんき Lプラン(九州)

# 5. 適用条件

# (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流
中部、北陸、九州	が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるこ
	と、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であるこ
	と。
関西、中国、四国	当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量ま
	たは、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるこ
	と。

# (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘ ルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

# (3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペ
中部、北陸、九州	ア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客
	さまの申出によって定めます。
	ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約
	電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との
	契約終了時点の値を引き継ぐものとします。 契約電流 または契
	約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を 契約電流
	の値とします。
	ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流
	制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいま
	す。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お

	客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付
	けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる
	おそれがないと認められる場合には、当社は電流制限器等
	または電流を制限する計量器を取り付けないことがあり
	ます。
関西、中国、四国	ニ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、
	負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。
	ホ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約
	容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること
	の決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点
	における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容
	量が6キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である場
	合、計量器の最大容量÷10 を契約容量の値とし、計量器の最
	大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボル
	トアンペア未満であることと同義とします。
	へ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトア
	ンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることが
	あります。

# (4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、容量拠出金相当額、電気供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、使用電力量に応じて算定された電源調達調整費を差し引いた又は加えたものとします。

# Ⅲ 契約の変更

#### 6. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客様からの契約容量の変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約容量に基づく基本料金を、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客様は、やむを得ない場合を除き、お客様が契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

#### 7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2(電気供給約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

# 別表

1. 電気料金 S/L プラン A/B タイプ

基本料金単価、従量料金単価は次のとおりとします。ただし、Sプランの契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

#### (1)ネットランでんき S/L プラン A タイプ (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	341.00 円
	L プラン:契約容量1キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.97 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.26 円
	280 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	32.28 円

#### (2) ネットランでんき S/L プラン B タイプ (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	341.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※Sプラン・Lプラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.97 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 280 キロワット時までの 1 キロワ	30.26 円
	ット時につき	
	280 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	30.58 円

# (3) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (東北)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	330.00 円
	L プラン:契約容量1キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.58 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.33 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	27.82 円

# (4) ネットランでんき S/L プラン Bタイプ (東北)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	330.00 円
	L プラン:契約容量1キロボルトアンペアにつき	

#### ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.58 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.33 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	26.35 円

# (5) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (東京)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	286.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.88 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.48 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	29.04 円

# (6) ネットランでんき S/L プラン Bタイプ (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	286.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

#### ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.88 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.48 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	27.51 円

# (7) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (中部)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	286.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※Sプラン・Lプラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.04 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.51 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	27.04 円

# (8) ネットランでんき S/L プラン B タイプ (中部)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	286.00 円
	L プラン:契約容量1キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.04 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.51 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	25.61 円

# (9) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (北陸)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	242.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.84 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.73 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	22.27 円

# (10) ネットランでんき S/L プラン Bタイプ(北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	Sプラン:契約容量 10 アンペアにつき	242.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

#### ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.84 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.73 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	21.10 円

# (11)ネットランでんき Sプラン Aタイプ(関西)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

最低料金単価
最低料金単価

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.31 円
	時につき	
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	25.71 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	27.27 円

# (12) ネットランでんき Sプラン Bタイプ (関西)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

# 口 電力量料金

	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.31 円
	時につき	
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	25.71 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	25.83 円

# (13)ネットランでんき L プラン A タイプ(関西)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	396.00 円
--------	-------------------	----------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.91 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.12 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	22.45 円

# (14) ネットランでんき L プラン B タイプ (関西)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	396.00 円
--------	-------------------	----------

# 口 電力量料金

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.91 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.12 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	21.27 円

# (15)ネットランでんき Sプラン Aタイプ(中国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

最低料金単価	1 契約につき(最初の 15 キロワット時まで)	336.87 円
--------	--------------------------	----------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.76 円
	時につき	
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	27.44 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	28.08 円

# (16)ネットランでんき Sプラン Bタイプ(中国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

最低料金単価	1 契約につき(最初の 15 キロワット時まで)	336.87 円
--------	--------------------------	----------

# 口 電力量料金

	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.76 円
	時につき	
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	27.44 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	26.60 円

# (17)ネットランでんき L プラン A タイプ(中国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	407.00 円
--------	-------------------	----------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.16 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	24.73 円

# (18) ネットランでんき L プラン B タイプ (中国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

# 口 電力量料金

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.16 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	23.43 円

# (19) ネットランでんき Sプラン Aタイプ(四国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

最低料金単価	1 契約につき(最初の 15 キロワット時まで)	411.40 円
--------	--------------------------	----------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.37 円
	時につき	
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	26.99 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	28.98 円

# (20)ネットランでんき Sプラン Bタイプ(四国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

最低料金単価	1 契約につき(最初の 15 キロワット時まで)	411.40 円
--------	--------------------------	----------

# 口 電力量料金

	15 キロワットをこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット	20.37 円
	時につき	
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワ	26.99 円
	ット時につき	
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	27.45 円

# (21)ネットランでんき L プラン A タイプ(四国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	374.00 円
--------	-------------------	----------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.97 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.50 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	24.15 円

# (22)ネットランでんき L プラン B タイプ (四国)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374.00 円
--------	---------------------	----------

# 口 電力量料金

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.97 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.50 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	22.88 円

# (23) ネットランでんき S/L プラン A タイプ (九州)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	297.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

# ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.46 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.06 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	24.76 円

# (24) ネットランでんき S/L プラン B タイプ (九州)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	297.00 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

#### ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.46 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.06 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	23.45 円

# 2. 電気料金 S/Lプラン 基本料金 0 円タイプ

(1)ネットランでんき Sプラン(北海道)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量 10 アンペアにつき	0.00 円
--------	-----------------	--------

口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	31.57 円
--------	------------	---------

# (2)ネットランでんき L プラン(北海道)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円
--------	-------------------	--------

口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	33.61 円
--------	------------	---------

# (3)ネットランでんき Sプラン(東北)

#### イ 基本料金

基本料金単価 契	<b>契約容量 10 アンペアにつき</b>	0.00 円
----------	------------------------	--------

口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	28.52 円
--------	------------	---------

#### (4) ネットランでんき L プラン(東北)

#### イ 基本料金

	基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	0.00 円
--	--------	---------------------	--------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	29.54 円
--------	------------	---------

#### (5) ネットランでんき Sプラン(東京)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量 10 アンペアにつき	0.00 円
--------	-----------------	--------

#### 口 電力量料金

従量料金単価	1キロワット時につき	28.52 円
--------	------------	---------

#### (6) ネットランでんき L プラン(東京)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	29.54 円
--------	------------	---------

#### (7)ネットランでんき Sプラン(中部)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量 10 アンペアにつき	0.00 円
--------	-----------------	--------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	28.52 円
--------	------------	---------

#### (8) ネットランでんき L プラン(中部)

#### イ 基本料金

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円
--------	-------------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	29.54 円
--------	------------	---------

# (9)ネットランでんき Sプラン(北陸)

#### イ 基本料金

基本料金単価   契約容量 10 アンペアにつき 0.00 円	基本料金単価	契約容量 10 アンペアにつき	0.00 円
---------------------------------	--------	-----------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	23.43 円

# (10)ネットランでんき L プラン(北陸)

#### イ 基本料金

基本料金単価 契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円
--------------------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価	1キロワット時につき	24.44 円

#### (11)ネットランでんき Sプラン(関西)

#### イ 基本料金

基本料金単価	1契約につき	0.00 円
--------	--------	--------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	27.50 円
--------	------------	---------

#### (12)ネットランでんき Lプラン(関西)

#### イ 基本料金

基本料金単価	1 契約につき	0.00 円

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

#### (13)ネットランでんき Sプラン(中国)

#### イ 基本料金

基本料金単価	1契約につき	0.00 円
--------	--------	--------

#### 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	26.48 円
--------	------------	---------

# (14)ネットランでんき Lプラン(中国)

#### イ 基本料金

基本料金単価 1 契約につき 0.00 円	基本料金単価
-----------------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	27.50 円

# (15)ネットランでんき Sプラン(四国)

#### イ 基本料金

基本料金単価	1契約につき	0.00 円
--------	--------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価	1キロワット時につき	26.48 円
--------	------------	---------

# (16)ネットランでんき Lプラン(四国)

# イ 基本料金

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1キロワット時につき	27.50 円
--------	------------	---------

# (17)ネットランでんき Sプラン(九州)

# イ 基本料金

基本料金単価	契約容量 10 アンペアにつき	0.00 円
--------	-----------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価
--------

# (18)ネットランでんき L プラン(九州)

# イ 基本料金

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	0.00 円
--------	---------------------	--------

# 口 電力量料金

従量料金単価	1キロワット時につき	26.48 円	
--------	------------	---------	--

# 3. 電気料金 S/L プラン R タイプ

(1) ネットランでんき S/L プラン R タイプ (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合であっても、基本料金の減額はしないものとします。

基本料金単価	S プラン:契約容量 10 アンペアにつき	147.62 円
	L プラン:契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	

#### ロ 電力量料金 ※S プラン・L プラン共通

従量料金単価は次のとおりとします。

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.88 円
従量料金単価	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.81 円
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	31.14 円

#### 4. 電源調達調整費

#### (1)供給維持費

供給維持費は、その1月の使用電力量に、イおよび口によって算出された供給維持費単価を加算 して算定致します。

#### イ 固定供給維持費単価

電源調達調整費に基づく固定供給維持費単価は、消費税等相当額を含め1.76円と致します。

#### 口 変動供給維持費

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係る一般送配電事業者の供給区域の消費税等相当額を含むエリアプライス(※以下 JEPX エリアプライス)平均値を基準単価とし、次の算式によって算定された値と致します。

変動供給維持費 = JEPX エリアプライス平均値 × 変動供給維持費適用率

# ハ 変動供給維持費適用率

#### 各供給区域共通

JEPX エリアプライス平均値	供給維持費適用率	
~32.99 円	35%	
33.00 円~43.99 円	40%	
44.00 円~54.99 円	45%	

55.00 円~	50%

#### (2)調達調整費

調達調整費は、その1月の使用電力量に、イによって算出された調達調整費単価を適用して算定致します。

#### イ 調達調整費単価

調達調整費単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値と致します。 ただし、JEPX エリアプライス平均値が次項に定めるB(還元調整基準単価)とC(追加調整基準単価)の間に入る場合は、調達調整費単価を適用しないものとします。

また、弊社で取り扱っている他商材の契約状況により割引を適用する場合もございます。

A < Bの場合 調達調整費単価(還元) =  $(B-A) \times$ 調達調整適用率 A > Cの場合 調達調整費単価(追加) =  $(A-C) \times$ 調達調整適用率

- A 検針日の前月の1日から末日における JEPX エリアプライス平均値
- B 次項に定める還元調整基準単価
- C 次項に定める追加調整基準単価

#### ロ 還元調整基準単価および追加調整基準単価

供給区域	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	調達調整適用率
北海道電力管内	8.50 円	13.00 円	100.00%
東北電力管内	7.50 円	13.00 円	100.00%
東京電力管内	7.50 円	13.00 円	100.00%
中部電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
北陸電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
関西電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
中国電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
四国電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
九州電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%

#### (3)電源調達調整費単価の適用

(1)および(2)よって算定された供給維持費単価と調達調整費単価を合わせたものとし、JEPX エリアプライス算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用致します。

各 JEPX エリアプライス算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間は、次のとおりと致します。

JEPX エリアプライス算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年	その年の1月の検針日から
1月1日から1月31日までの期間	2月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の2月の検針日から
2月1日から2月末日までの期間	3月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の3月の検針日から
3月1日から3月31日までの期間	4月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の4月の検針日から
4月1日から4月30日までの期間	5月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の5月の検針日から
5月1日から5月31日までの期間	6月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の6月の検針日から
6月1日から6月30日までの期間	7月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の7月の検針日から
7月1日から7月31日までの期間	8月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の8月の検針日から
8月1日から8月31日までの期間	9月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の9月の検針日から
9月1日から9月30日までの期間	10月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の10月の検針日から
10月1日から10月31日までの期間	11月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の11月の検針日から
11月1日から11月30日までの期間	12月の検針日の前日までの期間
毎年	その年の12月の検針日から
12月1日から12月31日までの期間	翌年1月の検針日の前日までの期間

#### (4)電源調達調整費の適用と公表

検針日が2024年4月1日以降の電気料金から適用開始致します。 各月の電源調達調整単価は、当社が適当と判断した方法により公表致します。

# 5. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する契約容量を乗じた金額と致します。なお、容量拠出金相当額は、2024年度(2024年4月~2025年3月)の供給分から適用されるものとし、その単価については消費税等相当額を含め110.00円/kWとします。